

令和5年度 エンデュランス競技に関する公認競技会規程 主な改訂点

- ・経過措置期間終了に伴い、以下の文章を削除

第3条 申請

~~尚、本条文は令和4年4月1日～令和4年5月31日を経過措置期間とし、令和4年6月1日以降に開催する競技会より適用する。~~

- ・主催者から競技会成績の提出がなかった場合について明文化

第16条 報告書

主催者は、公認競技会終了後1週間以内に、実施した全競技成績を書面で本連盟事務局に提出すること。

なお、1カ月を過ぎても全競技会成績を送付しなかった場合は、公認競技会の成績を取り消す。

2 審判長、獣医師団長、チーフスチュワードは、公認競技会終了後1週間以内に別に定める様式により本連盟事務局に報告書を提出すること。

3 3回目の(あるいはそれ以上の) FTQ-GA 判定後の獣医検査が行われた場合、主催者は本連盟事務局に上記(1)に挙げる全競技成績とともに報告書を提出すること。
